

2022年3月31日

各位

会 社 名 株 式 会 社 ニ ト リ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 代表者名 代表取締役社長兼最高執行責任者 (C00)

白井 俊之

03-6741-1204

(コード番号 9843 東証第一部、札証)

問合せ先 財務経理部ゼネラルマネジャー 善治 正臣

電話番号

決算期(事業年度の末日)の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022 年 5 月 19 日開催予定の第 50 回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期(事業年度の末日)の変更及び定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までとしておりますが、当社グループの事業管理等において効率的な業務執行を図るため、また、同業他社との月次比較の利便性等を考慮し、当社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までに変更するものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在: 毎年2月20日 変更後: 毎年3月31日

決算期変更の経過期間となる第 51 期は 2022 年 2 月 21 日から 2023 年 3 月 31 日までの 13 か月 11 日間となる予定です。

3. 今後の見通し

本日開示いたしました決算短信をご覧ください。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

決算期(事業年度の末日)の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として 新たに附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線部分け変更箇所)

			(下線部分は変更箇所)
	現行定款		変 更 案
[基準日]		[基準日]	
第11条	当会社は、毎年2月20日の株主名簿に	第 11 条	当会社は、毎年3月31日の株主名簿に
	記録された株主をもって、定時株主総		記録された株主をもって、定時株主総会
	会において権利を行使することができ		において権利を行使することができる
	る株主とする。		株主とする。
[事業年度]		[事業年度]	
第 27 条	当会社の事業年度は、毎年2月21日か	第 27 条	当会社の事業年度は、毎年 <u>4月1日</u> から
	ら翌年 <u>2月20日</u> までとする。		翌年3月31日までとする。
[剰余金の配当]		[剰余金の配当]	
第 29 条	期末配当は毎年 <u>2月20日</u> 、中間配当は	第 29 条	期末配当は毎年 <u>3月31日</u> 、中間配当は
	毎年 <u>8月20日</u> の株主名簿に記録された		毎年 <u>9月 30 日</u> の株主名簿に記録された
	株主または登録株式質権者に対しこれ		株主または登録株式質権者に対しこれ
	を行うことができる。		を行うことができる。
附則		附則	
[監査役の責任免除に関する経過措置]		[監査役の責任免除に関する経過措置]	
(条文省略)		<u>第1条</u>	(現行どおり)
(新設)		_[事業年度に関する経過措置]_	
		第2条	第 27 条 [事業年度] の規定にかかわら
			ず、当会社の第 51 期事業年度は、2022
			年2月21日から2023年3月31日まで
			<u>とする。</u>
		2	本条は、2023年3月31日経過後にこれ
			を削除する。
(新設)		[剰余金の配当に関する経過措置]	
		第3条	第29条 [剰余金の配当] の規定にかか
			わらず、当会社の第50期事業年度の期
			末配当の基準日は2022年2月20日と
			し、第 51 期事業年度の中間配当の基準
			日は2022年8月20日とする。
		2	本条は、2023年3月31日経過後にこれ
			を削除する。
 5 日程			

5. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 2022年5月19日 (木) 定款変更の効力発生日 (予定)

2022年5月19日(木) 以上